

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 29 年 5 月 26 日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹
森 真 二
水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 29 年 1 月 27 日（宇治市監査委員公表第 1 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育部 学校教育課

監査期間 平成28年11月7日 ~ 平成28年12月21日

| 監査結果（指摘事項） | | 措置状況等（改善内容） |
|------------|---|--|
| 1 | 委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。 | 以後適正に処理するよう、委託料の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内会議においても全職員に徹底しました。 |
| 2 | 補助金支出状況について、規則の範囲内で行っている事務の取扱いが要項とは異なる取扱いとなっているものが一部見受けられた。 | ご指摘いただきました補助金交付要項につきまして、事務の取扱いに照らして見直し、所要の改正を行いました。 (平成29年4月1日施行) |